

建設業許可・経営事項審査 について

※申請時の注意点を説明します。

建設・技術課



建設業許可申請について

1. 標準処理期間について

- 建設業許可申請（新規・更新・追加）の標準事務処理期間は、土木事務所で申請書を受付けてから40日です。
- この期間には、形式上の不備の是正等を求める**補正に要する期間は含みません**。
- 標準処理期間は、**通常要すべき標準的な目安**となる期間のことであり、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもあります。

※許可の更新については、申請を行っていれば、従前の許可の有効期限までに結果の通知がない場合でも、通知があるまでは従前の許可は有効となります。

2. 更新

更新の申請は、許可の有効期間満了の日の3か月前から30日前までに行ってください。

※業種追加と許可更新を合わせた申請（業種追加+更新）をするときは、有効期間満了の日の60日前まで

3. 譲渡（事業承継）

譲渡は事前の認可が必要です。

譲受け会社が活動を開始していた場合 譲渡できません！
会社設立前に事前相談を！

4. 健康保険等の加入状況の添付資料

健康保険等の加入状況の確認に下記資料が必要となります。

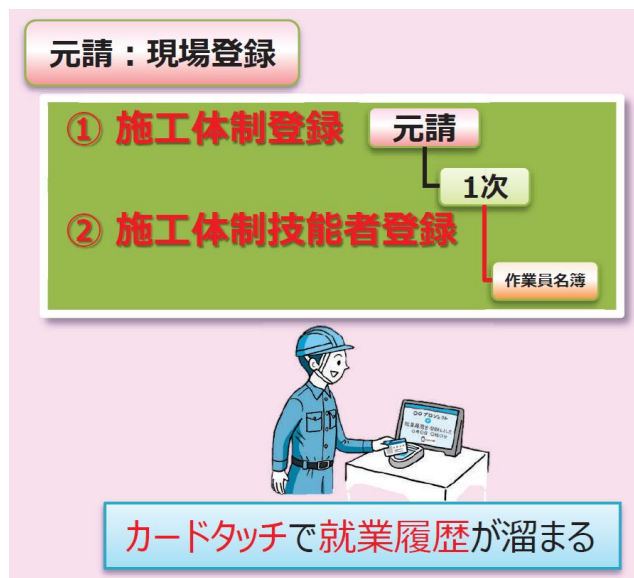
- 健康保険、厚生年金保険の確認資料
 - ① **保険料納入告知書**
 - ② 対応する**領収書**又は**領収済通知書**
- 雇用保険の確認資料
 - ① **労働保険概算・確定保険料申告書**又は**納入通知書**
 - ② 対応する**領収書**又は**領収済通知書**

経営事項審査申請について

1. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について

- 就業履歴を蓄積するために必要な措置とは
建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

※詳しい手続き方法等は、「建設キャリアアップシステムのウェブサイト (<https://www.ccus.jp/>)」をご覧ください



経営事項審査申請について

- 審査対象工事

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事で下記を除く工事

- ①建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
- ②防災協定に基づき行う災害応急対策、既請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

- 加点対象

- ①全ての建設工事

民間・公共の別無く、1件以上の審査対象工事を請け負いその全ての工事で措置の実施をしている場合該当

- ②全ての公共工事

民間・公共、各々1件以上の審査対象工事を請け負い、そのうち全ての公共工事で措置の実施をしている場合該当

3. 申請時同封のハガキについて

- 令和6年10月1日に郵便料金が改定されます。

令和6年9月1日以降に申請をされる方は、「審査日時指定ハガキ」が郵便料金改定後の発送となりますので、改定後の郵便料金（85円）のハガキ（旧料金ハガキに差分の切手貼付でも可）を同封ください。

道路維持等の委託業務に関する完成工事高への計上について（お知らせ）

道路、河川等の維持管理業務、清掃業務、伐採業務等の委託業務及び防災協定・防疫協定に係る委託業務については、一部工事（事前処理を含む。）を含む場合、以下のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 道路維持等委託業務関係

工作物・構造物設置工事が含まれているものや工事を行うために必要な事前処理であるものは、全額完成工事高に計上できることとする。

2 防災協定関係

応急の復旧については、全額完成工事高に計上できることとする。また、障害物の除去については、今後行う工事の事前処理であれば、全額完成工事高に計上できることとする。

完成工事高の計上について

3 防疫協定関係

(1) 埋設作業

工作物・構造物を設置するもの（処分場造成工事、遮水シート設置工事、集水桝設置工事等）であれば、全額計上できることとする。

(2) 消毒作業

役務の提供にとどまるため、完成工事高には計上できない。

適用時期

令和6年9月1日以降を決算日（事業年度の終了日）とする事業年度分の完成工事高から適用します。